

令和 8 年度第 4 回（令和 8 年 5 月 1 9 日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：企画部政策企画課〔内線 4 2 1 3〕

## 1 件名

石巻市移転元地等利活用推進事業補助金の廃止について

## 2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

### 【背景】

東日本大震災により甚大な被害を受けた半島沿岸部の移転元地について、「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」に基づき、令和 3 年 7 月から未利用移転元地等を活用する自治会、市民公益活動団体及び農業法人等に対する補助金を交付し、半島沿岸部の活性化や地域交流の拡大、未利用地の利活用及び維持管理経費の削減を図ってきた。

その結果、一定の利活用は図られてきたものの、近年は既存事業の継続が中心であり、新たな利活用は限定的な状況であった。

### 【目的】

本補助金は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の実施を予定していたものであり、第 2 期復興・創生期間終了及び当初の実施予定期間の満了に伴い、当該補助金を廃止したものの。

## 3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：有 □無】

石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱（令和 3 年石巻市告示第 4 4 9 号）

【総合計画の位置付け：有 □無】

第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第 2 節 持続可能な行財政運営の推進

【個別計画の位置付け：□有 無】

## 4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 2 年 5 月 石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針策定

令和 3 年 3 月 石巻市移転元地等利活用ガイドラインの策定

7 月 石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱施行

令和 8 年 3 月 石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱廃止（令和 8 年 4 月 1 日施行）

## 5 主な内容

石巻市移転元地等利活用推進事業補助金を廃止したものの。

## 6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

本補助金の廃止により、復興段階に応じた施策の整理が図られる一方、補助金利用団体等に対する財政支援は終了することとなる。これまで、補助金の活用を通じて、未利用移転元地の利活用に加え、半島沿岸部の活性化や地域交流の拡大にも一定の効果が図られてきた。制度終了を見据え、補助金利用団体等に対し、終了時期の周知を図ってきたが、今後、関係団体等から未利用移転元地の利活用に向けた相談があった場合には、個別の状況や課題を丁寧に確認しながら、対応していく。

一方で、未利用移転元地については、引き続き市による維持管理経費が生じることから、未利用地の状況や、地域のニーズを踏まえながら、必要に応じ対応を検討していく。

### 取組実績

（単位：団体・千円）

区分	R 5		R 6		R 7	
	団体数	補助金額	団体数	補助金額	団体数	補助金額
地区共同利用	4	9,781	3	6,481	3	7,731
農業利用	3	4,624	3	7,113	4	13,686
官民連携活用	—	—	1	1,051	1	1,250
計	7	14,405	7	14,645	8	22,667

## 7 他の自治体の政策との比較検討

移転元地等の利活用を推進するための補助金交付制度を創設している自治体はない。

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

## 9 その他